

公告

「肉用子牛生産者補給金制度に係る負担金の改定について」

肉用子牛生産者補給金制度における肉用子牛1頭当たりの負担金の額を下記のとおり改訂したので、肉用子牛生産者補給金制度業務規程第24条の3の規定により公告します。

平成27年9月10日

公益社団法人宮崎県畜産協会
会長 新森 雄吾

記

1 肉用子牛1頭当たりの負担金の額

(単位：円)

品種区分	生産者負担金 (1/4)	県 (1/4)	国 (1/2)	生産者積立金
黒毛和種	300	300	600	1,200
褐毛和種	1,150	1,150	2,300	4,600
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	3,100	3,100	6,200	12,400
乳用種の品種	1,600	1,600	3,200	6,400
肉専用種と乳用種の交雑の品種	600	600	1,200	2,400

2 適用時期

平成27年7月1日に個体登録される肉用子牛（平成27年1月2日生）から適用。

3 農林水産省生産局長承認

平成27年8月5日付け27生畜第724号